琉球大学学術リポジトリ

沖縄関係　日米沖縄返還協定/未完成プロジェクト引継問題

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-08 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43666

1. 未完成プロジェクトに関する日米交渉

(回覧番号　　　　　)　外務省電信案　(分類　　　　　)

機密表示（極秘・秘の朱印）	符号表示	総第 04 193 号
秘　課期限	暗　略　平	
	第 285 号	昭和 46.10.4 20.18 発
	大至急・至急・普通・LTF	発電係

大臣 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長	主管 アメリカ局長 参事官 北米第一課長	主管局部課（室）名 米北1
		起案 昭和46年10月2日
		起案者　電話番号 2466

協議先　条約課長 10/2

在沖縄高瀬大使　臨時代理大使　あて　木村外務大臣臨時代理発

件名　未完成プロジェクト

福地ダム及びその関連プロジェクト並びに41号線等の工事が復帰時までに完成しない場合の取扱いに関し、かねてより米側と協議してきたところ、去る9月17日、クレーマーほか米側関係者が上京し、日本側関係

GB-1

553

省庁（外務、大蔵、建設、対策）と協議した結果にもとづき、(1)福地ダムに関しては別電第1号並びに(2)41号線の建設及びその他プロジェクト（育英奨学事業、福地ダム・プロジェクトを除く）に関しては別電第2号のとおりRecord of Discussions案を作成したので（関係各省庁と協議済み）下記諸点に留意の上上記両案を至急米側に提示の上先方の見解聴取ありたく、結果至急回電ありたい。

GB-3　外務省

1. 別電1.に関し、

(1) 第3項の各プロジェクトは復帰後は沖縄県に引渡される予定であり、その実施については同県が必要な措置をとることとなる。「It is anticipated」というのは県がとるべき措置につき日本政府が約束できない立場にあるので、この様な表現となっている次第につき、その点米側に然るべく説明しおかれたい。

(2) 第5項の通報については会計監査報告的なものを考慮されていたかも知れないが福地ダム等は資産引継ぎの対象とされているものであり、それについて右の如き報告を出すのは当を得ないので、単に実施した旨を通知することに

とどめることとしたい ~~十分と考えている~~ ので、右念のため。

2. 別電2.について

(1) 41号線の建設については、沖縄開発計画のプライオリティー計画として考えられることとなるが、右開発計画が未だ閣議決定をみていないため、右の趣旨を明示できないので、沖縄復帰時点では日本政府による完成の意図を述べる形としたものである。本件表現でも日本政府による完成の方針にはかわりないことを米側に説明しおかれたい。

(2) 返還協定交渉の過程でRPC Fundの返還につき米側に申し入れてきたが、米側は同ファンドはBook keeping上のバランスは記録されてはいるが、同Fundそのものは General

Fundに吸収されてしまい米国の会計法規上これを分けて返還することは不可能であると回答し、協定署名後も、右の善処方再三要請してきたが、未だペンディングとなっている。

当方としては別電2.の提案をするにあたって41号線建設未完成の際移転されるfundの中にGeneral Fundの一部とされていたRPCの残額が含まれていれば、RPCファンドの返還問題も解決されることとなるので、前記態様による

RPCの~~返還につき~~(問題の解決についても、)米側の意向打診の上結果至急回電ありたい。

(了)

大政事外外儀官 務務 典房 次次 臣官官審審長長 備総人電厚計 書文会営給	
調査長	参企析調
領移長	参領旅査移
ア長	参地中東二 東 北二西
米長	参北北二保
中長	参一二
欧長	参西東洋 西東二
近ア長	参書近ア
経長	次総経国資 一源
長	参貿統国二
経協長	参政技一理 国企二
条長	参条協規
国長	参政経科 軍社専
情長	参道内外
文長	一二

秘

注　意

1．本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2．本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

352

電信写

総番号（TA）　51974　　　　主管

71年10月7日15時00分　沖縄　発

71年10月7日15時50分　本省　着　米北1

外務大臣殿　高瀬　大使　臨時代理大使　総領事　代理

未完成プロジェクト

第1042号　略　至急

貴電米北1第285号に関し

6日ムラズミ及びコバヤシ指導課長はクラーク渉外局長を往訪、冒頭貴電別電の案文を提示して冒頭貴電の各項を説明したところ、クラークは部内で検討の上、回答すべしと述べた。（約1週間位要する見込の由）。なお、その際クラークは全般的には簡けつでよいドラフトと考えるとしつつも同人限りの意見として次の諸点を指摘した。

1。別電1。第2項のWITH A VIEW TO COMPLETINGというのは完成するのかしないのか不確かな表現であり、これをTO COMPLETEと出来ないか。

2。第3項のIT IS ANTICIPATED THATの表現は米側内部で問題となる可能性あり、削除出来ないか（わが方より冒頭貴電1。（1）の趣旨及び本土におけるこの種事業実施の際の国とけんとの分担等について説明したが）。

注　意

1．本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2．本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

3。第5項の単に完成の通報だけではなく、先般の東京会議でも要望したとおり、AUDITOR REPORTの写をもらいたいのでこの旨を何等かの形で明記してもらいたい。（あるいはサイド・レターでNOTIFICATIONの中にはAUDITOR REPORTの写を含むとすることも一案）

4。別電2。第1項末びのFOR THE CONSTRUCTION OFとあれば、土地収用代金に使用できなくなるので単にFOR HIGHWAY 41とした方が日本側にとつて好都合ではないか。

5。第2項についてはこれで結構と思う。

6。RPC FUNDについてはわが方説明の線にそつて解決方を検討致したい。

7。別電1。及び2。を通じ前回の東京会議の際米側が主張した免責条項が見当らないがこれはぜひ必要である。

8。同じくESSOのクレームについても何等かの形式（サイド・レターでも可）で明記する必要ありと考える。

（了）

（写送済）

注　意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写　511

秘

大政事外外儀官 務務典房 次次 臣官官審審長長 儀総人電厚計 書文会営給

総番号(TA) 58498　主管
71年11月10日19時55分　沖縄　発
71年11月10日20時02分　本省　着　米北1

外務大臣殿　高瀬大使　臨時代理大使　総領事　代理

未完成プロジェクト

第1150号　略

往電第1042号に関し

5日ムラズミ及びコペヤシ指導課長はラウシー副民政官、クラーク渉外局長及びロンバード公益事業局長と本件に関し、大要次の通りの会談を行なつた。

1、米側より、民政府限りのAD REFERENDUMの案として別電1、及び2、の案を提示し、次の通り補足説明を行なつた。

(1) 別電1、第1項にフクチ・ダム関係の資金額を明記した。

(2) 第2項及び第3項についてはWITH A VIEW TO COMPLETINGをTO COMPLETEに変更した。

(3) 第5項後段は東京会談において日本側からこの趣旨の発言があつた。

(4) 第6項(及び別電2、第4項)の免責条項は米側としてはぜひ必要と考えている。

外務省

注　意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

(5) 別電2、第2項後段は、米民政府の承認に基づき地方公共団体等が請負業者と契約を結んだ援助事業(例えば下水工事等)が復帰時において未完成である場合をカバーするものであり、通常であれば、米民政府は承認した契約分の資金はリザーヴしておくところ、今回の取極によりこれがすべて41号線の資金にまわされるのであるから善意のコントラクターを保護する意味からもこの条項は必要である。

(6) 第5項のESSOクレームとはOPECが石油の輸出価格を上げた際、ESSOから米民政府に対し値上げの要求があり、これについて検討した結果、現行契約の下においては、ESSOの値上げ要求を認める根拠なしと判断し、これを拒否した。ESSO側はこれを不満としてARMED SERVICE BOARD OF CONTRACT APPEALSに提訴し、目下審議が行なわれている。ESSOのクレームが認められる可能性は極めて少ないとは思うが、GENERAL FUNDが閉め切られる以上、万一に備えてかかる取極めをしておく必要がある。

3、次いでわが方の質問にこたえて次の通り述べた。

(1) (フクチ・ダムは1200万ドルで完工できる見込

外務省

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

か）完工できる見込みである。
（2）（請負業者によればダムサイトの位置変更に伴なうクレームがある模様であるが）契約は単価と所要見込数量から成つており、後者については工事が完了するまでは正確なところはわからない。また、この程度の変更はCONTINGENCY FUNDで十分カバーされると思う。
なお、この程クレームの詳細は18日から当地に派遣される建設省の調査団に説明する。
（3）（ESSOクレームの総額はいくらか）復帰日とそれまでの石油はん売量によつて異るが7月1日と仮定して総額400万ドル程度であろう。（なおESSOクレームに関する資料を他にもらさざることを条件として民政府から入手する予定。）
（了）

外務省

注意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。 352

秘

電信写

大臣	政務次官	事務次官	外審	外審	儀典長	官房長
儀	総	人	電	厚	計	
書	文	会	営	給		

調査長 企析調
領移長 参領旅査移
ア長 参地中東一二 北東西
米長 参北北保
中南審 一二
欧長 参西東洋 西東一二
近ア長 参書近ア
経長 次総経国資源
長 参貿統国一二
経協長 参政技一理 国企二
条長 参条協規
国 参政経科 軍社専
情長 参道内外
文長 一二

総番号(TA) 58501 主管
71年 月10日20時05分 沖縄 発 米北1
71年11月10日20時14分 本省 着

外務大臣殿 高瀬 大使 臨時代理大使 総領事 代理

未完成プロジェクト

第1151号 平(秘扱)
往電第1150号 別電1.

RECORD OF DISCUSSIONS

THE REPRESENTATIVES OF THE GOVERNMENT OF JAPAN AND OF THE GOVERNMENT OF THE UNITED STATES OF AMERICA HELD CONSULTATIONS AT THE MEETING OF THE PREPARATORY COMMISSION OF ----------, 1971 CONCERNING FIKUJI DAM PROJECT AND RELATED PROJECTS AND HAVE AGREED TO RECORD AS FOLLOWS:

1. THE UNITED STATES GOVERNMENT WILL MAKE EVERY EFFORT TO COMPLETE FIKUJI DAM BEFORE THE REVERSION OF OKINAWA TO JAPAN. NEVERTHELESS, IN THE EVENT IT IS

注 意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に
連絡ありたい。

電信写

FOUND THAT THE CONSTRUCTION OF THE DAM WILL NOT BE COMPLETED BY THE TIME OF REVERSION, THE UNITED STATES GOVERNMENT WILL, BEFORE REVERSION, TRANSFER TO THE RYUKYU DOMESTIC WATER CORPORATION THE UNDISBURSED PORTION OF THE 12,012,000 DOLLARS PROVIDED FOR THE CONSTRUCTION OF THE DAM.

2. AS INDICATED IN THE CABINET DECISION OF SEPTEMBER 3, 1971, THE GOVERNMENT OF JAPAN HAS DECIDED ON A POLICY OF DEVELOPING WATER SOURCES IN OKINAWA. IN ACCORDANCE WITH THIS POLICY AND IN THE LIGHT OF PARAGRAPH 1 ABOVE, THE GOVERNMENT OF JAPAN WILL TAKE NECESSARY STEPS TO COMPLETE THE CONSTRUCTION OF FUKUJI DAM.

3. TAIRA/FUKUJI P/S MODIFICATION PROJECT AND MAEDA TANK PROJECT WILL BE TREATED BY THE U.S. SIDE IN A MANNER SIMILAR TO THAT MENTIONED IN PARAGRAPH 1 ABOVE, AND IT IS ANTICIPATED THAT NECESSARY STEPS WILL BE TAKEN BY THE JAPANESE AUTHORITIES CONCERNED TO COMPLETE THEIR CONSTRUCTION.

4. TECHNICAL DETAILS NECESSARY FOR TAKING OVER

注 意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に
連絡ありたい。

電信写

BY THE JAPANESE AUTHORITIES OF THE UNFINISHED CONSTRUCTION WORKS MENTIONED IN PARAGRAPHS 1 AND 3 WILL, WHERE NECESSARY, BE ARRANGED FOR BETWEEN THE JAPANESE AND UNITED STATES AUTHORITIES CONCERNED.

5. IN CASE OF COMPLETION OF FUKUJI DAM AND RELATED PROJECTS MENTIONED ABOVE AFTER REVERSION, THE UNITED STATES GOVERNMENT WILL BE NOTIFIED OF THE COMPLETION BY THE JAPANESE AUTHORITIES CONCERNED. THE GOJ AGREES THAT SHOULD ANY UNUSED FUNDS REMAIN AT COMPLETION OF THESE PROJECTS, SUCH FUNDS WILL BE APPLIED TO WATER DEVELOPMENT PROJECTS ON OKINAWA.

6. THE JAPANESE GOVERNMENT FURTHER AGREES TO HOLD HARMLESS THE GOVERNMENT OF THE UNITED STATES FROM ANY AND ALL CHARGES OR CLAIMS WHICH MIGHT ARISE IN CONNECTION WITH PROJECTS WHICH ARE NOT COMPLETED BY REVERSION.

(了)

注 意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

319

秘

電信写

大臣	政務次官 事務次官 外審 外審 儀典長 官房長
官房	総務 人事 電信 厚生 会計 給与 書記 文書
調査部	参事官 企画 分析 調査
領事移住部	参事官 領事 旅券 査証 移住
アジア局長	参事官 地域 中国 東北 東南 西南
米国局長	参事官 北米 北米二 保安
中南米審議官	一 二
欧亜局長	参事官 西欧 東欧 大洋 西東
中近東アフリカ局長	参事官 書記 近ア
経済局長	次長 総務 経一 国際 資源
経済協力局長	参事官 貿易 統計 国一 国二
条約局長	参事官 政策 技一 技二 理 国企
国連局長	参事官 条約 協規
情報文化局長	参事官 政治 経済 科学 軍縮 社会 専門
	参事官 報道 内外 文一 文二

総番号（TA） 58503　主管
71年11月10日20時18分　沖縄発　米北1
71年11月10日20時23分　本省着

外務大臣殿　高瀬大使　臨時代理大使　総領事　代理

未完成プロジェクト

第1152号　平（秘扱）
往電第1150号　別電2

RECORD OF DISCUSSIONS

THE REPRESENTATIVES OF THE GOVERNMENT OF JAPAN AND OF THE GOVERNMENT OF THE UNITED STATES OF AMERICA HELD CONSULTATIONS AT THE MEETING OF THE PREPARATORY COMMISSION OF --------, 1971 CONCERNING CERTAIN PROJECTS IN OKINAWA WHICH ARE FINANCED BY THE UNITED STATES GOVERNMENT AND HAVE AGREED TO RECORD AS FOLLOWS:

1. IN THE EVENT THAT THE CONSTRUCTION WORKS OF HIGHWAY 41 AND OTHER PROJECTS FINANCED BY THE GENERAL FUND (OTHER THAN RYUKYUAN SCHOLARSHIPS, THE FUKUJI DAM AND OTHER WATER PROJECTS) ARE NOT COMPLETED AND

注　意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

THE FUNDS PROVIDED FOR THESE PROJECTS REMAIN UNDISBURSED BY THE TIME OF REVERSION, THE UNITED STATES GOVERNMENT WILL BEFORE REVERSION, TRANSFER TO THE GOVERNMENT OF THE RYUKYU ISLANDS SUCH UNDISBURSED PROTIONS OF THE FUNDS AS A FUND TO BE EARMARKED FOR THE CONSTRUCTION OF HIGHWAY 41.

2. THE GOVERNMENT OF JAPAN INTENDS TO COMPLETE THE HIGHWAY 41 AND OTHER PROJECTS AND UNDERTAKES TO SEE THAT CONTRACTS, LET ON THE BASIS OF UNITED STATES GOVERNMENT OBLIGATIONS, AND FROM WHICH FUNDS ARE TRANSFERRED AS SPECIFIED IN PARAGRAPH 1 ABOVE, ARE FUNDED TO COMPLETION IN CONFORMANCE WITH EXISTING CONTRACTS.

3. TECHNICAL DETAILS NECESSARY FOR TAKING OVER BY THE JAPANESE AUTHORITIES OF THE UNFINISHED CONSTRUCTION WORKS WILL, WHERE NECESSARY, BE ARRANGED FOR BETWEEN THE JAPANESE AND UNITED STATES AUTHORITIES CONCERNED.

4. THE JAPANESE GOVERNMENT FURTHER AGREES TO HOLD HARMLESS THE GOVERNMENT OF THE UNITED STATES FROM

注　意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

ANY AND ALL CHARGES OR CLAIMS WHICH MIGHT ARISE IN CONNECTION WITH PROJECTS WHICH ARE NOT COMPLETED BY REVERSION.

5. THE GOVERNMENT OF JAPAN FURTHER AGREES TO THE ESTABLISHMENT BY THE UNITED STATES GOVERNMENT OF A CONTINGENCY FUND FROM GENERAL FUND REVENUES IN THE AMOUNT NECESSARY TO COVER A CLAIM NOW BEING BROUGHT BY ESSO SEMICOLON IT BEING UNDERSTOOD THAT IF THIS CLAIM IS DISALLOWED, ALL OR IN PART, THE CONTINGENCY FUND RESIDUE WILL REVERT TO OKINAWA PREFECTURE.

（口上書）

（訳文）

第７６３号

アメリカ合衆国大使館は、外務省に敬意を表するとともに、合衆国政府は沖縄の日本国への復帰前に福地ダムを完成するようあらゆる努力を払うものである旨を外務省に通報し、また、同ダムが復帰までに完成されないことが明らかとなつたときは、合衆国政府は同ダムの建設のためにすでに割り当てられている１２０１２０００合衆国ドルのうちの未使用分を復帰前に琉球水道公社に移転するものである旨申し述べる光栄を有する。

さらに、大使館は、合衆国政府は平良・福地ポンプ場改修計画及び前田タンク計画についても、福地ダムの場合と同様に処理する旨申し述べる光栄を有する。

在東京アメリカ合衆国大使館

１９７１年１２月１３日

No. 763

The Embassy of the United States of America presents its compliments to the Ministry of Foreign Affairs and has the honor to inform the latter that the United States Government will make every effort to complete Fukuji Dam before reversion of Okinawa to Japan and to state that in the event that it is found the construction of the Dam will not be completed by the time of reversion, the United States Government before reversion, will transfer to the Ryukyu Domestic Water Corporation the undisbursed portion of the 12,012,000 U.S. dollars provided for the construction of the Dam.

The Embassy has further the honor to state that Taira/Fukuji pump station modification project and Maeda tank project will be treated by the United States Government in a manner similar to that concerning Fukuji Dam.

Embassy of the United States of America
Tokyo, December 13, 1971

米北1第353号
昭和46年12月13日

口　上　書

外務省は、在本邦アメリカ合衆国大使館に敬意を表するとともに、福地ダム、平良・福地ポンプ場改修計画及び前田タンク計画に関する1971年12月13日付同大使館の口上書の受領を確認する光栄を有する。外務省は、さらに、商口上書に言及されている事態が生じた場合には、日本国政府は福地ダムの建設を完了するために必要な措置をとる旨及び上記のその他の諸計画についても日本国の関係当局が建設を完了するために必要な措置をとることが予想される旨申し述べる光栄を有する。

参考

建設省

建設省河開発第104号

昭和46年12月20日

外務省アメリカ局長　殿

建設省河川局長

福地ダムの引継に伴う措置について

福地ダム建設工事に関し、琉球水道公社において施行中生じた請負契約に係る未処理案件については、これを復帰時までに解決するよう、アメリカ合衆国に申入れる等の措置を取り図らわれたくお願いする。

---

pending

1971.12.17

資料

省議案

建設省の回(審)答 2ち、

番号

年月日

外務省アメリカ局長殿

建設省河川局長

福地ダムの引継に伴なう措置について

琉球水道公社が建設中の福地ダム建設工事に関し、復帰時までに生じたクレームは、これをアメリカ合衆国の責任において復帰時までに解決するよう申入れ(る)等の措置を取り図らわれたくお願いする。

福地ダム建設工事に係る未解決クレームについて

1. 石油税に関するクレーム　434,044ドル

契約書によれば、油脂は免税品を使用できることとなっているにもかかわらず免税品の使用が認められていないとするクレームである。現在委員会(Armed Services Board of Contract Appeals)において係争中であり72年2月に裁定が下される予定である。

2. ダムサイト位置変更に伴うクレーム　~~[illegible]~~

土砂くずれにより地盤が不安定となり、ダムサイトの位置を一部変更したため工事の変更増を生じた。現在DEと交渉中であるが一部(25,000ドル)については認められたようである。

3. 運搬道路の付替に伴う経費の増加　~~[illegible]~~ドル

土砂くずれに伴い運搬道路の付替が必要となり、既に付替道路は完了しており経費については、現在DEに要求中でありDEもその必要性を認めている。

4. 賃金の増加　~~[illegible]~~ドル

原設計の変更に伴い工期が遅延しているが、DEは工期延長を認めず(72年6月完工を固執している)。これに伴う夜間作業等による賃金増を大城組は予想している。

福地ダム　予算、

1,200万　3月末　[illegible]

1,270,000ドル

3月末 → 6月末　5/15　[illegible]

2ヶ

$\frac{1.77 \times 3 \times 8}{2}$　[illegible]

[illegible]

ONTA.

[illegible]

[illegible]

④ 石油税 claim 40万　[illegible]

MOC → 大城組からの情報のみ

一 [illegible] 検討

一 [illegible]

[illegible]、USCAに [illegible]

[illegible]

注　意
1．本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2．本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写　　446A　　秘

総番号（TA）6745　　主管
71年7月9日19時45分　沖縄　発
71年7月9日20時07分　本省　着　米北1

外務大臣殿　高瀬大使　臨時代理大使　総領事　代理

未完成プロジェクト

第80号　略　至急（ゆう先処理）

本件に関し、9日ムラズミ及びニベヤシがラウシュ副民政官、クラーク渉外局長、マツクラング企画局長及びSARDA予算会計部長と話し合つた。その際米側より明らかにされたところ次の通り。

1．ESSO留保資金は日本政府ないしおきなわけんに渡すのではなく、米国政府において留保し、クレームが解決した後おきなわけんに引渡すというものである。この場合、ESSOに対する支払額が350万ドルを上まわるときは米国政府が超過分を負担し、下まわるときは留保資金から生ずる利子を含め残余をおきなわけんに引渡す。

2．GENERAL　FUNDの収支見込次の通り。（単位1000ドル。詳細空送）

A．5月14日現在収入見込額　26,651
B．4月30日現在支出負担額　28,724.51
C．5月14日現在支出予定額　21,074.51

注　意
1．本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2．本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

D．5月14日現在未せい算額（B－C）、7,650
E．収支差引（A－B）、－2,073.51
（ただしESSOクレームが認められなかつた場合は＋1,426.49）。
F．UNEXPENDED　BALANCE（A－C）、5,576.49
G．りゆうきゆう政府への引渡額（F－ESSO留保資金－しよう学資金）、1,476.49

注1．上記D．の内訳は下水道事業未せい算1,050、しよう学資金600、41号線2,500、ESSO留保資金3,500。

注2．上記A．及びC．の内訳は別電の通り。

3．補助率等の関係で下水道事業の未せい算部分のために資金を留保することを日本政府が希望するならばりゆうきゆう政府への引渡額からまずこれにじゆう当し、残額（426,490ドル）を41号線にあてることとしても結構である。

4．ESSOクレームの解決が長引く場合は日本政府の予算で41号線工事が完了していることも想定されるので、合意文書には上記3．の残額は41号線ないしこれに類じの公共事業にじゆう当すると記載しても結構である。

5．米側としては出来る限り速やかに事業の未せい算部分

注　意

1．本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2．本電の主管変更その他については検閲班に
　連絡ありたい。

電信写

の執行を日本政府が引継ぐか否か明らかにしてもらいたい。日本政府が引継がない場合は米民政府は直ちにＤＥ　ＯＢＬＩＧＡＴＥしりゆうきゆう政府が契約を破棄することとなるが。かかる措置をとるための時間的余ゆうは既にない状態にある。なお。この場合米側は契約破棄に伴なう損害賠償をＧＥＮＥＲＡＬ　ＦＵＮＤから支出し。残りがあればおきなわけんに引渡す。

（了）

注意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

総番号(TA) 6747 主管
72年2月9日20時10分 三中、綿 発
72年2月9日20時18分 本省 着 木地

外務大臣殿 高瀬大使 臨時代理大使 総領事 代理

未完成プロジェクト

第81号 平(秘扱い) 至急(ゆう先処理)
往電第80号別電
A。
UNOBLIGATED BALANCE 4、687、000
FY 71 POL EARNINGS 10、814、000
FY 72 POL EARNINGS (ESTIMATED) 9、700、000
FY 71 INTEREST INCOME 677、000
FY 72 INTEREST INCOME (ESTIMATED) 550、000
FY 71/72 BOR DIVIDEND 183、000
RYUKYUAN PROPERTY CUSTODIAN 40、000

注意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

TOTAL 26、651、000
0。
POL FACILITIES 78、000
RDWO WATER PROJECTS 15、504、000
SPECIAL ASST TO MUNICIPALITIES 900、000
DISASTER RELIEF 65、000
SEWER SYSTEM 2、250、000
SCHOLARSHIP PROGRAM 672、000
ENGLISH LANGUAGE CENTER 155、000
OTHER ACTIVITIES 79、000
PREPLANNING 71、128
HWY 41 1、260、382
RYUKYUAN PROPETY CUSTODIAN 40、000
TOTAL 21、074、510
(了)

アメリカ局長
参事官
北米第一課長

秘密標記（赤色）
秘

（　　）第 62 号
昭和 47 年 2 月 10 日

外務大臣殿

在準備委代表事務所
高瀬代表

（件名）
未完成プロジェクト

引用公・電信 日付・番号	往電第80号

2月9日米側より入手した General Fund の改訂収支見込表2部別添のとおり送付する。

付属添付 ☑ 付属空便（行）☐ 付属空便（DP）☐ 付属船便（貨）☐ 付属船便（郵）☐

本信送付先：
本信写送付先：
省内写配布希望先：

処理
首席事務官
総務
沖縄
渉外調査
工業
航空
科学協力
連絡調整
調査
カナダ
局庶務

北米一課受信 47.2.12

ANALYSIS OF GENERAL FUND PROGRAMS
FY 71 & FY 72

	FY 71/72 USCAR Revised Program	Total FY 71/72 Obligation 30 Apr 72	Estimated FY 71/72 Expenditures to 14 May 72	Estimated Unliquidated Obligations 14 May 72
POL Facilities	$ 90,000	$ 78,000	$ 78,000	$ -0-
Contribution to RDWC	15,504,000	15,504,000	15,504,000	-0-
Fukuji Dam	(7,781,000)	(7,781,000)	(7,781,000)	-0-
Well Development	(114,000)	(114,000)	(114,000)	-0-
Taira/Fukuji Pump Station	(350,000)	(350,000)	(350,000)	-0-
I[illegible]da Tank	(261,000)	(261,000)	(261,000)	-0-
Protection for Waterline	(25,000)	(25,000)	(25,000)	-0-
Jaku/Zukeyama Pipe line	(80,000)	(80,000)	(80,000)	-0-
I[illegible]ikawa/Zukeyama Pipe line	(50,000)	(50,000)	(50,000)	-0-
Logistical Facilities	(20,000)	(20,000)	(20,000)	-0-
Purchase MIL Water Assets	(6,823,000)	(6,823,000)	(6,823,000)	-0-
Special Asst to Municipalities	900,000	900,000	900,000	-0-
Disaster Relief	200,000	65,000	65,000	-0-
Sewer System	3,300,000	3,300,000	2,250,000	1,050,000
Ryukyuan Scholarship	1,272,000	1,272,000	672,000	600,000*
English Language Center	155,000	155,000	155,000	-0-
Other Activities	80,000	79,000	79,000	-0-
Economic Div & PW Projects	7,372,000	7,371,510	1,371,510	6,000,000
Preplanning	(72,000)	(71,128)	(71,128)	-0-
Hwy 41	(3,760,000)	(3,760,382)	(1,260,382)	(2,500,000)
Ryukyuan Property Custodian	(40,000)	(40,000)	(40,000)	-0-
Esso Contingency Reserve	(3,500,000)	(3,500,000)	-0-	(3,500,000)*
	$ 28,873,000	$ 28,724,510	$ 21,074,510	$ 7,650,000

* Unliquidated Projects for which funds will be earmarked after reversion by USCAR

Revenue & Expenditures

Revenues Available

Unobligated Balance	$ 4,687,000
FY 71 POL earnings	10,814,000
FY 72 POL earnings (estimated)	9,700,000
FY 71 Interest Income	677,000
FY 72 Interest Income (estimated)	550,000
FY 71/72 BOR Dividend	183,000
Ryukyuan Property Custodian	40,000
Total Funds	26,651,000
Expenditures	
POL Facilities	78,000
RDWC Water Projects	15,504,000
Special Asst to Municipalities	900,000
Disaster Relief	65,000
Sewer System	2,250,000
Scholarship Program	672,000
English Language Center	155,000
Other Activities	79,000
Preplanning	71,128
Hwy 41	1,260,382
Ryukyuan Property Custodian	40,000
Total Expenditures	21,074,510
Unexpended Balance	5,576,490
* Less Esso Contingency	(3,500,000)
* Ryukyuan Scholarship	(600,000)
Balance transferrable to GRI	$ 1,476,490

秘密表示（朱印）

秘
無期限

部数指示	発信用	執務用	備考
主信	1	0	1
付属	その外	付属添付	

発送日 処理日	昭和47年2月15日		
発信		タイプ	校査

文書課長

公信案

（分類）

公信番号	米北1 第 29 号	公信日付	昭和47年2月14日

	主管	起案
大臣 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長	アメリカ局長 参事官 北米第一課長	起案 昭和47年2月5日 起案者 森本 電話番号2466

協議先

本件復帰協定6条4(2)の請求権と理解してよろしいや否や。

→条約課長 条約局長

受信者：在沖縄 高瀬大使

発信者：外務大臣

写送付先

（希望発送日） 2月15日

件名

福地ダム建設工事に係るクレーム問題

GA-2 14 77 外務省

回覧番号 3575

米北1第29号
昭和47年2月14日

沖縄復帰準備委員会
日本国政府代表 殿

外務大臣

（件名）
福地ダム建設工事に係るクレーム問題

引用公・電信 日付・番号	

今般、建設省より、現在琉球水道公社が実施中の福地ダム建設工事に関し、工事請負の大城組から、請負工事に係る別紙のとおりの各種クレームが提起されており、この解決につき、

※ 付属添付☑ 付属空便（行）☐ 付属空便（DP）☐ 付属船便（貨）☐ 付属船便（郵）☐

（※印は文書課記入）

大城組と米側地区工兵隊（D.E.）の契約担当官との間で話合いが行なわれている趣きであるが、同省としては、この現状につき大城組から一方的に聴取するだけでは詳細不明であるとして、貴代表部よりUSCAR当局に対し、(イ)本件クレームの解決に関する進捗状況及び(ロ)本件に関する民政府[redacted]側の今後の対処方針等につき照会方要請越したので、右諸点等につき先方より聴取の上、結果回報ありたい。

なお、同省としては、石油税に関するクレームのみを主要問題としているが、その他のクレームについてもこの際米側より併せて聴取ありたき旨望んでいるので、念の為。

報告

未完成プロジェクト　2.17.

大蔵省の中間報告として、下記のとおり（→ 5:30 p.m. 電）
森川主計官より連絡越した。（理財局、
主計局及び建設省とも至急詰め、
明日中には最終回答を書いたもので
提出したい旨述べている。）

1. 水道公社への5月14日までの支払執行予定
額15,504,000ドルは極めて妥当な出資額で
あり、是非そのとおりやって欲しい（理財局）
この枠内での各個別プロジェクトの出入りについ
ては問題はないが、総額は是非これで
行なってもらいたい。

2. 41号線工事関係は、早期において
破棄してもらい、損害賠償額を
2～30万ドルに止めてくれるのなら結構（理財局）

3. 前回／平良ポンプ場改良計画の残額は
他工事に振り向けても可、または、その残
金をGOJが引き受けても可。

（そのもの）

→ つづく

4. Record of Discussions 4. の 2nd para.

It is intention of the GOJ. . . .

は、フクチ以外の工事でG.A.に残額が出る見通しがついたので、これを是非とも、そのまま（にして）原案どおり先方へ提案に応じたい。

② 米側が（まとめて）4件の契約キャンセルの（損害）賠償額を2.1 millionと見込んでいるのは1桁違うのではないか？ お話詳しいはずが [illegible] 20～30万ドルとのことだったが、これが事実とすれば G.R.I.への引渡額（1,476,490ドル）をはるかに超え、G.A.の大赤字となり、大問題ならん。

（米側に至急確認、回答すべき旨つたえおいた。）

(回覧番号 3709) 外務省電信案 (分類)

機密表示(極秘・秘の朱印) 秘 無期限	符号表示 暗 (略) 平	※総第 0222 147-001 号
	※第 42 号	※昭和 年 月 日 時 分発 47.2.22 19.58
	大至急・(至急)・普通・LTF	※発電係

電信課長

(※印欄内は電信課記入)

大臣 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長	主管 アメリカ局長 参事官 北米第一課長	主管局部課(室)名 アメリカ局北米第一課 起案 昭和47年2月21日 起案者 森本 電話番号 2466

協議先

法規課長　条約課長

条は局と協議ずみ

在 沖縄 高瀬 (大使) 臨時代理大使 総領事 代理 あて 外務 大臣発

転電 在 大使 臨時代理大使 総領事 代理 あて

件名 未完成プロジェクト(41号線等)

各省(建設、大蔵)と協議済み

写/済

貴電第80号に関し、

1. 41号線、下水道工事等の未完成プロジェクトに関し、冒頭貴電による民政府一般資金の5月14日時点での収支見込等をも勘案の上、関係各省とも鋭意検討しおるところ

(昭和四二・七・一 改正)

GB-1

2

わが方において承知している41号線の契約実施状況及び41号線については、国の直轄事業ないしは補助事業として日本政府が引続き事業を継続すること等を考え合わせると、~~米側において~~未精算部分についての契約は破棄してもらうことに止むをえず踏み切らざるをえないとの感触である。もっとも、当方としては米側の感触も考慮に入れて、なお弾力的に対処する所存につき、下記、我方方針につき、米側の意向打診の上、結果回電ありたい。

なお、我方としては、最終的な詰めを東京で行なうことが必要かとも考えるところ、その場合、当方としては来週前半を考えたいが、右についての米側感触についても併せて打診ありたい。

GB－3

外務省

(1) 41号線関係の契約は解除し、これに

違約金

伴うクレーム等は米側において General

に 復帰の前までに

Fund より処理する。ただし、右契約解除

の処理の結果

たまり日本側に引き渡されるべき下水道

の　に影響が及ぶ

及び福地ダム相当財源が減額される

ないと了解

ことは避けるものとする。（なお、41号線に

復帰時における

かかわる民政府提示の精算内容については

民政府提示の資料と

（建設省によれば2.10万ドル前後の由）

琉政調査によるものと差異がみられる

の間に

ので、現行契約の件数、実施状況、

我方としては

クレーム等の詳細を承知したい。）

(2) 復帰時点における General Fund 残高

復帰前に琉政に引渡し、復帰後沖縄県がこれを引継ぐこととする。

のうち、下水道相当部分105万ドルは、

沖縄県に引き渡すこと、[redacted]

[redacted]

(3) 41号線関係の契約解除に伴う

General Fund の残余は、福地ダム建

設のために水道公社に出資することとする。

福地ダム建設工事が当初の見積り額では十分でない見とおしとなっているので

（この資金は復帰後、日本政府が承継し

同

てダム建設にあてる。）

こととしたい。

(4) エッソ・クレームの解決後に残額

ありたる場合、これは

については、41号線が全額国庫負担で

され

整備することを考慮して、沖縄の公共

わが

事業にあてるため、国に引渡すものとする。

本件関連事項として

2. 往信米北1第29号の大城組クレームに関し、

この際

米側に対し、(1) 右クレームは復帰前に処

理すべきこと、(2) 大城組の請求理由、

金額、裁判の管轄、その他の事実関係を

米側において明らかにすること、の2点を

併せ申し入れおきありたい。

(3)

（回覧番号　　　　　）　**外務省電信案**　（分類　　　　　）

機密表示（極秘・秘の朱印） 秘 無期限	符号表示　暗　略（丸囲み）　平 ※第 43 号	※総第 0222 145-001号 ※昭和47年2月22日19時5分発
	大至急・至急（丸囲み）・普通・LTF	※発電係 池田

電信課長

（※印欄内は電信課記入）

大臣 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長	主管 アメリカ局長 参事官 北米オ一課長	主管局部課（室）名　アメリカ局北米オ一課 起案　昭和47年2月22日 起案者 佐藤　電話番号 2464

協議先

法規課長　　　条約課長

在 沖縄 高瀬 大使（丸囲み）　臨時代理大使　総領事　代理　あて　外務 大臣発

転電報　在　大使　臨時代理大使　総領事　代理　あて

件名　未完成プロジェクト（福地ダム関係）

客年貴電第1150及び第1151号に関し、下記我方考え方につき留意の上、別電案を日本側対案として米側に提示ありたく、結果回電ありたい。

1. 第1項及び第2項は、昨年12月13日付、

GB-1

（昭和四二・七・一 改正）

各省（建設、大蔵）と協議済み

[illegible]は局と協議済み。

在京米大口上書及び同日付外務省口上書の趣旨にそって記述されている。

2. 「Hold Harmless」条項については、本件討議記録にはおさめないこととしたく、右につき米側の了解をとりつけられたい。

その理由としては、

(1) 返還協定4条及び6条1項により処理済みの問題であり、外交レヴェルにおいてもその旨確認されていること。

(2) 本条項を記録するとすれば、(1)のことを確認するとの記述になるが、右確認は、具体的に何をvisualizeしているかとの質問が国会等で提起され、幸い現時点において表面化していないエッソ・クレーム、石油続クレームの問

GB-3　　　　外務省

題がうきぼりにされるおそれもあり、得策でないことがあげられる。

3、なお、平良（タイラ）・福地（フクジ）ポンプ場改修計画及び真栄田（マエダ）タンク計画については、earmarkされた金額以下の金額で落札している由であるが、残余の金額も復帰後、日本側において沖縄の水源開発事業にあてられるよう、復帰前に水道公社に出資されることを確認おきありたい。

(3)

第4次（最終版）

秘 無期限

~~1971.10.1.~~

別電1

(Draft)

CONFIDENTIAL

Record of Discussions

The representatives of the Government of Japan and of the Government of the United States of America held consultations at the meeting of the Preparatory Commission of ________, 1971 concerning Fukuchi Dam Project and related projects and have agreed to record as follows:

1. The United States Government will make every effort to complete Fukuchi Dam before the reversion of Okinawa to Japan. Nevertheless, in the event it would be found that the construction of the Dam will not be completed by the time of reversion, the United States Government will, before reversion, transfer to the Ryukyu Domestic Water Corporation the undisbursed portion of the fund appropriated for the construction of the Dam.

2. As indicated in the Cabinet Decision of September 3, 1971, the Government of Japan has decided on a policy of developing water sources in Okinawa. In accordance with this policy and in the light of paragraph 1 above, the Go[illegible]rnment of Japan will take necessary steps with a view to completing the construction of Fukuchi Dam.

第3次「沖縄復帰対策要綱」

23. 水資源開発：沖縄本島における特定のダムによる水資源の開発は、国

3. Taira/Fukuchi P/S Modification Project and Maeda Tank Project will be treated by the U.S. side, in the same manner as mentioned in paragraph 1, above, and it is anticipated that necessary steps will be taken by the Japanese authorities concerned with a view to completing their construction.

4. Technical details necessary for taking over by the Japanese authorities of the unfinished construction works mentioned in paragraphs 1 and 3 will, where necessary, be arranged for between the Japanese and United States authorities concerned.

5. In case of completion of Fukuchi Dam and related projects mentioned above after reversion, the United States Government will be notified of the completion by the Japanese authorities concerned.

（了）

約局之 秘 無期限

~~1971.9/23.~~

(Draft)

CONFIDENTIAL

Record of Discussions

The representatives of the Government of Japan and of the Government of the United States of America held consultations at the meeting of the Preparatory Commission of ________ ________, 1971 concerning certain projects in Okinawa which are financed by the United States Government and have agreed to record as follows:

1. In the event that the construction works of Highway 41 and other projects financed by the General Fund (other than Ryukyuan Scholarships and Fukuchi Dam Project) would not be completed and the funds appropriated for these projects would remain undisbursed by the time of reversion, the United States Government will, before reversion, transfer to the Government of the Ryukyu Islands such undisbursed portions of the funds as fund to be earmarked for the construction of Highway 41.

2. The Government of Japan intends to ~~take up~~ complete Highway 41 Project. ~~as priority project within "the Okinawa Development Program" now under preparation (and necessary steps, including financial steps, will be taken for carrying out the above-mentioned project.)~~

3.

3. Technical details necessary for taking over by the Japanese authorities of the unfinished construction works will, where necessary, be arranged for between the Japanese and United States authorities concerned.

(3)

別 電

秘
無 期 限

~~(Draft)~~

Record of discussions

The representatives of the Government of Japan and of the Government of the United States of America held consultations at the meeting of the Preparatory Commission of February , 1972 concerning Fukuji Dam project and other water supply projects and have confirmed to record as follows:

1. As was stated in the Note Verbale dated December 13, 1971, of the Embassy of the United States of America, the United States Government will make every effort to complete Fukuji Dam before reversion of Okinawa to Japan, and in the event that it is found the construction of the Dam will not be completed by the time of reversion, the United States Government, before reversion, will transfer to the Ryukyu Domestic Water Corporation the undisbursed portion of the 12,012,000 U.S. dollars provided for the construction of the Dam.

As was also stated in the said Note Verbale, Taira/Fukuji pump station modification project and Maeda tank project will be treated by the United States Government in a manner similar to that concerning Fukuji Dam.

2.

2. As was stated in the Note Verbale dated December 13, 1971, of the Ministry of Foreign Affairs, in the event mentioned in the said Note Verbale of the United States Embassy of the preceeding paragraph, the Government of Japan will take necessary steps to complete the construction of Fukuji Dam, and it is anticipated that necessary steps will be taken by the Japanese authorities concerned to complete the construction of Taira/Fukuji pump station modification project and Maeda tank project.

3. Technical details necessary for taking over by the Japanese authorities of the unfinished construction works mentioned in paragraph 2 will, where necessary, be arranged for between the Japanese and United States authorities concerned.

4. Upon completion of Fukuji Dam and other water supply projects mentioned above after reversion, the United States Government would be notified of their completion by the Japanese authorities concerned. It is the intention of the Government of Japan that in case any funds should remain unused upon completion of these projects, such funds would be applied to water development projects on Okinawa.

5.

5. Regarding the problem of liabilities arising in connection with these projects, it is confirmed that the problem of liabilities of the United States Government for claims in connection with the activities of the Ryukyu Domestic Water Corporation has been dealt with by Article IV of the Agreement between Japan and the United States of America concerning the Ryukyu Islands and the Daito Islands and that the problem of liabilities of the said Corporation has been dealt with by paragraph 1 of Article VI of the said Agreement.

（閲覧番号　　　）外務省電信案（分類　　　）

機密表示（極秘・秘の朱印）	符号表示	※
秘 無期限	暗　略　平	総第 0222 146-001
	第 44 号	※昭和 年 月 日 時 分発 47.2.22 19.58
	大至急　至急　普通・LTF	※ 発電係

電信課長

（※印欄内は電信課記入）

	主管	主管局部課（室）名
大臣 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長	アメリカ局長 参事官 北米オ一課長	アメリカ局北米オ一課 起案 昭和47年2月22日 起案者 佐藤　電話番号 2464

協議先

法規課長　　　条約課長

在沖縄宮川　大使　臨時代理大使　総領事　代理　あて　外務大臣発

転電報　在　大使　臨時代理大使　総領事　代理　あて

件名　未完成プロジェクト（福地ダム関係）

（往電米北1第43号別電）131

写・済

（昭和四二・七・一 改正）

GB-1

秘
無期限

~~(Draft)~~

Record of discussions

The representatives of the Government of Japan and of the Government of the United States of America held consultations at the meeting of the Preparatory Commission of February , 1972 concerning Fukuji Dam project and other water supply projects and have confirmed to record as follows:

1. As was stated in the Note Verbale dated December 13, 1971, of the Embassy of the United States of America, the United States Government will make every effort to complete Fukuji Dam before reversion of Okinawa to Japan, and in the event that it is found the construction of the Dam will not be completed by the time of reversion, the United States Government, before reversion, will transfer to the Ryukyu Domestic Water Corporation the undisbursed portion of the 12,012,000 U.S. dollars provided for the construction of the Dam.

As was also stated in the said Note Verbale, Taira/Fukuji pump station modification project and Maeda tank project will be treated by the United States Government in a manner similar to that concerning Fukuji Dam.

2. As was stated in the Note Verbale dated December 13, 1971, of the Ministry of Foreign Affairs, in the event mentioned in the said Note Verbale of the United States Embassy of the preceeding paragraph, the Government of Japan will take necessary steps to complete the construction of Fukuji Dam, and it is anticipated that necessary steps will be taken by the Japanese authorities concerned to complete the construction of Taira/Fukuji pump station modification project and Maeda tank project.

3. Technical details necessary for taking over by the Japanese authorities of the unfinished construction works mentioned in paragraph 2 will, where necessary, be arranged for between the Japanese and United States authorities concerned.

4. Upon completion of Fukuji Dam and other water supply projects mentioned above after reversion, the United States Government would be notified of their completion by the Japanese authorities concerned. It is the intention of the Government of Japan that in case any funds should remain unused upon completion of these projects, such funds would be applied to water development projects on Okinawa.

(3)

秘

注意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

総番号（TA）9276　主管
71年2月24日18時40分　沖縄　発　米北1
71年2月24日19時11分　本省　着

外務大臣殿　高瀬大使

未完成プロジェクト

第103号　略　至急　（ゆう先処理）

貴電米北1第42号に関し

1。23日ムラズミ及びコバヤシはラウシュ副民政官及びクラーク渉外局長を往訪、冒頭貴電の趣旨に従いわが方方針を説明せるところ、先方の反応次の通り。

冒頭貴電1。（1）については、USCARはDEOBLIGATEする旨をりゆう政に通告することは直ちに行ない得るが、契約の当事者であるりゆう政が果して復帰前に契約解除、違約金支払の手続を完了し得るか疑問である。また違約金の額がどの位になるかわからないので他の財源に影響を及ぼさないとは保証し難い。なお、41号線の現行契約の実施状況の詳細についてはUSCAR側からもりゆう政よりちよう取し、それに復帰までの見通しを加えて日本側に提供する。

（2）及び（3）については特にコメントなし。

（4）については、くり返し申し上げている通り世界第3の経済大国である日本政府に金を渡すことは米側内部で説

注意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

明がつかない旨を述べたので、当方より41号線がいわば国がかた代りして整備されること及びこの金はおきなわの公共事業に使われるものなることを説明したが、ラウシュはこれでは到てい米側内部を動かし得ないと述べた。

2。オオシロ組クレームについては米側はすべてこれを拒否し、オオシロ組はこれをBOARD OF CONTRACT APPEALに提訴し、現在審理が行なわれている段階なので復帰前にこれが解決される可能性は少ないと思われる由。なお、クレームの内容の詳細については提供方を求めておいた。

3。フクチ・ダム関係については、ムラズミより貴電米北1第43号別電案を提示するとともに第43号の各項どおり説明したところ、ラウシュは追つて検討すべきも、特に問題ないと考える旨を述べた。

4。以上のコメントの後、ラウシュより総括として次の通り述べた。

（1）これらのプロジェクト（公社関係を除く）については米民政府のOBLIGATIONに基づきりゆう政が業者と契約を結び、契約の実施に応じて米民政府は金を支出してきた。

（2）復帰によつて米民政府は支出を続けることが不可能となるのであるから、米側としてはりん理感を除外して考えれば単にかかる理由のために支出を打切る旨をりゆう政

注　意

1．本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2．本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

に通告すれば足りるわけである。

（3）日本政府において本件工事を引継がないと言うのであれば、米民政府としては出来る限り速やかにりゆう政に対しＤＥＯＢＬＩＧＡＴＥする旨を通告せざるを得ず、かつ、そつ直に申し上げて何時にても一方的に右通告を行なう用意がある。

5。クラークより、日本側のなお弾力的に対処する考えというのは具体的に如何なることを考えているのかとの質問があつたので、ムラズミより、この点については指示を受けていないので何とも言いかねるが、全く私見として41号線の中、イン交差点及びイン・カズイ間道路の工事については全く着手されていないことにかんがみ、この分についてはＤＥＯＢＬＩＧＡＴＥし、他の部分については引継ぐということで何とかまとまらないであろうかと述べたところ、ラウシユはこの方式は検討に値すると思うが、その場合41号線工事の継続につきくり返し要求して来たりゆう政当局より強れつなる反ぱつの来ることが予想され、その際米側としては日本政府との話し合いの結果この様になつたと説明せざるを得ないと述べた。

6。最後に最終的な話し合いを東京で行なうことにつき米側の意向を打しんしたところ、先方は3月1日にこれを行なうことに同意した。

（写手交ずみ）

（了）

(閲覧番号 4073) 外務省電信案 (分類)

機密表示(極秘・秘の朱印)	符号表示 暗 (略) 平	※総第 0404 110-001号
秘	※第 94 号	※昭和 年 月 日 時 分発 47.4.4 18.24
YYYYY	大至急・(至急)・普通・LTF	※発電係

電信課長 代

YYYYY

大臣
政務次官
事務次官
外務審議官
外務審議官
官房長

主管
アメリカ局長
参事官
北米第一課長

主管局部課(室)名 米北I

起案 昭和47年4月3日
起案者 電話番号 2466

協議先
条約課長
米保長

在沖縄高瀬 大使 臨時代理大使 総領事 代理 あて 外務大臣発

転電 在 大使 臨時代理大使 総領事 代理 あて

件名 福地(フクジ)ダムの引継ぎ

建設省(河川局開発課)より本件に関し、つぎのとおり申越した。

(1) 福地ダム引継ぎのための技術的事項については、必要に応じ、日米間で打合せ調整を図っていくことに了承されているところ

GB-1

(昭和四二・七・一 改正)

右引継準備のため、これまで日本政府のダム関係者を現地に派遣し、米側の協力のもとに所要の調査を進めてきた結果、円滑なる引継ぎのためには、工事の施工、工程管理及び予算の執行等につき、日米間の連絡協調を一層密にする必要があると認められた。

(2) よって、上記の引継ぎに必要な事項についての米側との打合せのため、日本側の責任者として、つぎの2名を5日より20日間ぐらいの予定をもって沖縄へ派遣することとしたので、米側においても然るべきカウンターパートが選定され、日本側の意見が引継ぎまでの間の工事施工について十分配慮されることを希望する。

建設大臣官房付、前建設省土木研究所ダム部長　野島虎治（トラジ）

建設省四国地方建設局河川計画課長　山住有巧（ヤマズミアリヨシ）

(3) いまのところ、9日頃から D.E.側との具体的打合せに入りたいと考えているが、対策庁沖縄事務局において、このためのアレンジを行なっている。

2. 建設省としては、従来、本件に関連する諸調査において、必ずしもD.E.側の満足すべき協力が得られなかったことを不満としているようであり、従って、今回の打合せに当っては、日米間の責任者間の緊密な協力によって、是非とも具体的な成果を見たい旨強く望んでいる

ので、貴代表部より米民政府側に対し、上記の趣旨を通報するとともに、米民政府においても D.E.に対し一層積極的な協力体制をもって日本側との打合せに当るよう指示ありたい旨要請おきありたい。

(3)

福地ダムの引継について

福地ダムを引き継ぐために必要な技術的事項については、必要に応じ、日米両国間で打合せ調整を図っていくことで了承されているところである。先般来、福地ダム引継の準備のため日本側においても政府機関のダム関係者を現地に派遣し、米側の協力のもとに調査を進めてきたが、その結果引継を円滑に行なうために工事の施工，工程管理及び予算の執行等について一層、日米間の連絡協調を密にする必要があると認められた。

このため、日本側においては，引継ぎに必要な事項の打合せに関し、責任者として下記の者を当てることとしたので、米側においても責任体制を明らかにされるとともに、日本側の意見が引き継ぎまでの間の工事の

施工について十分配慮されるよう措置されることを希望する。

記

野島虎治（建設大臣官房付，前土木研究所ダム部長）

山住有巧（建設省四国地方建設局河川計画課長）

アメリカ局長

参事官

北米第一課長

条約課長

福地ダムの引継ぎ問題

47.4.14

米北一

14日午後、建設省四国地方建設局山住河川計画課長は、当課を訪れ、本件に関する米側との技術的打合せを終え、昨13日帰任したが、準備委の村角参事官のアドヴァイズもあり、福地ダム工事の所要の精算事務に関する米側との話合いの模様を伝えたいとして、大要つぎのとおり述べた。（まず聴取した。）

(1) 11日にUSCARのマクラーノン（ロンバード公益事業局長に直属する担当官）、D.E.のデイ、琉球水道公社の大浜総裁等と話合った際、米側は、(イ) 米側としては5月14日の時点で福地ダム工事の出来高量を確認し、これに夫々の単価を乗じ、かつ、これにD.E.の監督費用等諸経費を加え経費総額を算出し、予算総額約1,200万ドルから右経費総額を差引き、日本側へ引渡すべき残高を計上したいと考えている。

(ロ) 但し、右諸経費の支払い等の精算事務は必然5月15日以降になるが、復帰後はかような精算事務を行ない得る米側の組織は当然のことながら消滅している訳であり、従って

この精算事務は日本側において行なうべきである旨述べている。

(2) 当方（山住）より、引継ぎを受ける日本側としては、米側の精算をチェックすべき立場にあると思われるので、日本側自らがかかる精算事務を行なう訳にはいかないだろう旨答えておいたが、いずれにせよこの問題は、日・米双方とも上部で検討の上、結論を得ることになろう旨（との点で）意見の一致をみた。

(3) 準備委の林角参事官は、未完成プロジェクトにかかわる財産の引継ぎについては、まだ準備委において討議の対象とされていないが、福地ダムに関する精算事務を米側の言い分どおり、例えば復帰後現在の琉球水道公社を運営する

こととなる沖縄県の企業局に行なわせることとなれば、同ダムの未完成に伴う米側資金の残高が明らかにされた際、沖縄県が右残金の使用を要求すること等も考えられ、日本側が当初予定した如く、これを自由に使い得ないこととなるような事態も想定されるので、この精算方式については慎重に配慮する要あろうとの感触を述べていた。

2. 当方より、福地ダムは、道路工事等とともに未完成プロジェクトの（として）一つのパッケージで考えられており、この取扱いに関する日米間の話し合いでは未だ最終合意をみていないが、いずれ近日中にはこれが準備委

につ とり上げられることもなるべく、その際に本件精算事務等関連する諸問題についても話し合われるべきと思われるが、日本側としては、事前にかかる問題点につき、大蔵省、建設省等において詰めておく必要あるべし、と述べておいた。

3 因みに山住課長は、復帰後の日本政府による福地ダム完成事業所の所長に擬せられており、20日以降に米側との技術的打合せのため、再び現地に来沖する予定の由。

北米才一課長
参事官
北米才一課長

建設省

建設省河開発第23号
昭和47年4月17日

外務省アメリカ局北米一課長 殿

建設省河川局開発課長

福地ダムの引継に係る申し入れ依頼について

福地ダムの引継のため必要なので、別添についてUSCAR及びD.Eあて申し入れられるようよろしくお取り計らいをお願いする。

なお、本件については米側との打合わせの際、この申し入れをするよう米側から要請があつたものである。

47. 4.18

別添

（案）

番号
年月日

（USCAR D.E）殿

（外務省＿＿＿＿）

福地ダムの引継ぎについて

福地ダムの引継ぎの打合わせのため日本側においては下記のとおり調査員を派遣することとしたので、必要な資料の提示等、米側においても引継ぎについてよろしくお願いしたい。

記

1 目的　福地ダム引継ぎのため打合せ

2 出張者
やまずみ　ありよし
山住　有巧　総括責任者
白石

はしむら　いちろう
橋村逸郎　田名地方建設局勤ら

いのうえ　たかし
井上隆司　陶手地　〃

よしむら　たすく
吉村　佐　〃

3. ~~派遣~~出張期間

4月20日より4月27日まで

~~（なお、調査員のうち一部の者は、5月2日まで現地に残留する予定）~~

4. 打合事項

① 工事施~~行~~工状況及び予算執行状況について

② 今後の工事進捗見込及び予算執行見込について

③ 契約、設計、計画について

④ 工事~~施行~~の~~及び~~監督について

⑤ 工事完成施設等の引継について

5. 資料の提供等について

(1) 工事出来高明細書及び予算支出明細書

~~この明細書については、~~（3月末現在のものを4月26日までに、4月末現在のものを5月5日までに、5月14日現在のものを5月15日に、それぞれ提出を義務する~~願いたい~~。）

(2) 引渡しを予定する資産及び物品の予定一覧表（ダム本体等工事目的である設備を除く）

(3) ダムサイトの地質資料 (dam site geological data)

（ダム着工前におけるダムサイト付近の (before the construction of dam) 地質状況 (geological condition) 及びダム基盤 (bed-rock) の透水性 (permeability) に対する資料及び判断）

(4) ダム設計資料

ⓐ ダム断面 (cross section) 決定の根拠となった計算書

ⓑ 使用材料 (material) に関する資料

ⓒ 転圧 (rolling) 工法等ダム建設の工法決定の根拠となった資料及び判断

(5) ダム右岸 (right abutment) 上流 (the upper course) の崩壊 (land slide) の状況を示す資料

ⓐ 崩壊直後の状況を示す測量図面 (surveyed map)

ⓑ ダム軸 (dam axis) 変更の経緯

ⓒ 崩壊土処理の最終状況

ⓓ ダムの安定性 stability，透水性 permeability に対する影響の判断とその根拠

(6) グラウト grouting の状況，ダムの透水性に対する資料

グラウト工事施工実績

ⓐ スプリットスペース法 split space method ならびに孔 grout hall の施工順序

ⓑ 注入前 before grouting 水押し圧力と注水量の一覧表

ⓒ ステージ長 stage length と各ステージの注入圧力 grout pressure

セメント注入量の一覧表

ⓓ 透水性が改善されたと判断した根拠

(7) 各種構造物に対する構造決定の根拠となった計算書

ⓐ 余水吐（ヨスイバキ） spill way 切取部の擁壁 retaining wall

ⓑ 橋梁 bridge 及び橋台 abutment 等付属物

ⓒ コントロールハウス control house

ⓓ 取水施設

ⓔ 仮排水トンネル diversion tunnel の閉塞

(8) 水理構造物に対する構造決定の根拠資料

ⓐ 余水吐断面 cross section of spill way の決定

ⓑ 減勢工（げんせいこう）

ⓒ 取水施設

(9) 堤体施工に関する材料試験の資料結果
material test

(10) コアー、フィルター 盛立て前の堤体基礎
before the embankment bed-rock
の状況を示す写真その他の資料

(11) 工事監督の記録

(12) 請負人申し立てのクレームのうち 5月14日まで
に未解決のものについては、クレームの原因と
なった事実及びその処理経過に関する資料

(13) その他、引継ぎ打合せに必要な資料で
調査員の依頼するもの。

ヒカル OBONTA
上村 光 建設関係部門

(回覧番号 4186) 外務省電信案 (分類)

機密表示(極秘・秘の朱印) 平文	符号表示 暗 略 平	総第 0419 041-00
	第114号	昭和 年 月 日 時 分発 47.4.19 15.07
	大至急・至急・普通・LTF	発電係

大臣 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長

主管 アメリカ局長 参事官 北米第一課長

主管局部課(室)名 米北1

起案 昭和47年4月17日

起案者 森本 電話番号 2466

協議先

在沖縄高瀬大使 あて 外務大臣発

件名 福地ダムの引継ぎ

建設省より、本件に関しつぎのとおり調査員を派遣し、米側と所要の打合せを行わせたく、この旨、米民政府及びD.E.あて申し入れられるよう依頼越したので、右申し入れ方につき然るべく取計らわれたい。

GB-1

写 済

1. 出張者名

山住有巧(総括責任者)、橋村逸郎、井上隆司、吉村佐。

2. 出張期間

20日から27日まで。

3. 米側との打合せ事項

(1) 工事施工状況及び予算執行状況

(2) 今後の工事進捗見込及び予算執行見込。

(3) 契約、設計等諸計画

(4) 工事の監督

(5) 工事完成施設等の引継ぎ

4. 米側から提供を受けたい資料

(1) 工事出来高明細書及び予算支出明細書(3月末現在のものを4月26

日までに、4月末現在のものを5月5日までに、5月14日現在のものを5月15日までに、それぞれ提出方希望する。)

(2) 引渡し予定の資産及び物品の一覧表(ダム本体等工事目的である設備を除く)

(3) ダム・サイトの地質資料

(ダム着工前におけるダム・サイト付近の地質の状況及びダム基盤の透水性に対する資料および判断)

(4) ダム設計資料

(イ) ダム断面決定の根拠となった計算書

(ロ) 使用材料に関する資料

(ハ) 転圧工法等ダム建設の工法

決定の根拠となった資料及び判断。

(5) ダム右岸上流の崩壊の状況を示す資料

(イ) 崩壊直後の状況を示す測量図面。

(ロ) ダム軸変更の経緯

(ハ) 崩壊土処理の最終状況

(ニ) ダムの安定性、透水性に対する影響の判断とその根拠

(6) グラウトの状況、ダムの透水性に対する資料、グラウト工事施工実績

(イ) スプリット・スペース法ならば孔の施工順序

(ロ) 注入前水押し圧力と注水量の一覧表

(ハ) ステージ長と各ステージの注入圧力、セメント注入量の一覧表

(ニ) 透水性が改善されたと判断した根拠

(7) 各種構造物に対する構造決定の根拠となった計算書

(イ) 余水吐（ヨスイバキ）切取部の擁壁（ヨウヘキ）

(ロ) 橋梁及び橋台等付属物

(ハ) コントロール・ハウス

(ニ) 取水施設

(ホ) 仮排水トンネルの閉塞

(8) 水理構造物に対する構造決定の根拠資料

(イ) 余水吐（ヨスイバキ）断面の決定

(ロ) 減勢工（ゲンセイコウ）

(ハ) 取水（シュスイ）施設

(9) 堤体施工に関する材料試験の資料結果

(10) コアー，フィルター盛立て前の堤体基礎の状況を示す写真、その他の資料

(11) 工事監督の記録

(12) 請負人申し立てのクレームのうち5月14日までに未解決のものについては、クレームの原因となった事実及びその処理経過に関する資料

(13) その他引継ぎ打合せに必要な資料で調査員の依頼するもの。

5．その他：建設省では、上記の米側への資料について専門技術的用語が多用されていることもあり、対策庁沖縄事務局

の上村光（カミムラヒカル）・建設専門職（同省出身）をしてこれに当らしめるよう望んでいる。（本人とも連絡ずみ。）

なお、現地調査の詳細日程等一切のアレンジはすでに沖縄事務局において手配ずみである由。

（了）

アメリカ局長
参事官
北米第一課長

秘密標記（赤色）

（　　）第 209 号
昭和 47年 4月 27日

外務大臣 殿

在準備委代表事務所
高瀬 代

（件名）
福地ダム建設計画に関する米側資料リスト送付

引用公・電信日付・番号：貴電米北1第114号

今般、米側より、民政府渉外局を通じ本件資料を送付越したところ、右資料リスト4部別添送付する。なお、本件資料そのものは沖縄事務局上村事門官（建設省出向）

付属添付☑ 付属空便（官）☐ 付属空便（DP）☐ 付属船便（貨）☐ 付属船便（郵）☐

本信送付先：
本信写送付先：
省内写配布希望先：

47.4.28

GA-3-1　在外公館

2

の依頼により冒頭貴電の山住建設省調査団に転達したので、右御了承願いたい。

GA-4　外務省

DISPOSITION FORM

For use of this form, see AR 340-15; the proponent agency is The Adjutant General's Office.

REFERENCE OR OFFICE SYMBOL	SUBJECT
HCRI-LN	Data for the GOJ Ministry of Construction

XR THRU: ~~AG~~ ~~AG~~ 17 Apr 72
~~GA~~ 4/17

FROM LN

DATE 17 Apr 72

CMT 1

Maj Sato/km/71267

TO: USG/~~PrepCom (Mr Francis)~~

The attached drawings on the Fukuji Dam project and the Armed Services Board Contract Appeal decision handed down on the Oshiro Gumi appeal is forwarded for transmittal through GOJ PrepCom to the Ministry of Construction Representative at OBONTA (ATTN: Mr. KAMIMURA). The documents were provided by the USCAR PW Department.

[signature]

William Clark, Jr.
Director
Liaison Department

TO: USG PrepCom FROM: GOJ PrepCom DATE: 19 Apr 72 CMT 2

Receipt acknowledged.

April 19th, 1972
Received by

DA FORM 1 FEB 62 2496 REPLACES DD FORM 96, EXISTING SUPPLIES OF WHICH WILL BE ISSUED AND USED UNTIL 1 FEB 63 UNLESS SOONER EXHAUSTED.

USG PrepCom

DATE		FROM	SUBJECT	DISPOSITION		INFO TO	FILE
14 Apr 72	LN-9-72	PW/RDWC	Construction Progress Network Diagram - DACA 79-70-C-0018 Oshiro Gumi, Construction of RDWC Fukuji Dam and Reservoir, Near Kawata village on Okinawa, RI, 10 Apr 72 2 sheets	USG/PrepCom 14 Apr 72		GOJ/PrepCom AmEmb Tokyo 14 Apr 72	
"	"	"	Network for Spillway Construction - DACA 79-70-C-0018, Oshiro Gumi, Construction of RDWC Fukuji Dam and Reservoir, Near Kawata village on Okinawa, R.I. 1 sheet	"		"	
"	"	"	Construction Progress Network Diagram - DACA 79-70-C-0018, Project, Oshiro Gumi, Construction of RDWC Fukuji Dam and Reservoir, Near Kawata village on Okinawa, R.I. 1 sheet	"		"	
"	"	"	Earnings Based on Early and Late Finished Dates for C-0018 DACA 79-70-C-0018, Oshiro Gumi 1 sheet	"		"	
"	"	"	Construction Progress Network Diagram - DACA 79-70-C-0018, Oshiro Gumi, Construction of RDWC Fukuji Dam and Reservoir Near Kawata village on Okinawa, R.I. 1 sheet	"		"	
"	LN-10-72	"	Ltr, PODWP-OC, dtd 6 Apr 72, Subject: Appeal of Oshiro Gumi, POL Tax Claim with inclosure: Armed Services Board of Contract Appeals, Subject: Appeal of Oshiro Gumi, 16 pages	"		"	
			///////////// Nothing Follows //////////				

USCAR Form 52 (28 April 69)

（回覧番号 4369） 外務省電信案 （分類 ）

機密表示（極秘・秘の朱印） 平文 大至急	符号表示 暗略 平 / 第153号	総第0511-204-001号 / 昭和 年 月 日 時 分発 47.5.12 13.04
	大至急・至急・普通・LTF	発電係

電信課長

（※印欄内は電信課記入）

大臣 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長	主管 アメリカ局長 参事官 北米第一課長	主管局部課（室）名 米北1 / 起案 昭和47年5月13日 / 起案者 電話番号2466

協議先

在沖縄高等弁務官 大使 臨時代理大使 総領事 代理 あて 外務大臣発

転電 在 大使 臨時代理大使 総領事 代理 あて

件名 福地ダムの引継ぎ

建設省より、本件に関し、引継時までのダムの出来高については、米側において支払いを完了するよう、米民政府に要請方依頼越したので、貴地滞在中の野島建設技官と連絡の上、

写 済

（昭和四二・七・一 改正）

GB-1

2

取計らわれたい。

なお、本件については、通常、出来高の一部の支払いを保留することとされているところ、米側においては、復帰時の精算を明らかにするため、わが方からの要請あり次第、右保留部分についても支払うとの意向を表明しているものの由。

（了）

GB-3

外務省

[illegible]建設局と連絡の上 しかるべく取計らわれたい。

No.

[illegible]へ

福地ダムの引継にあたり 引継時~~における~~までの出来高に対しては米側において支払を完了するよう米民政府に要請されたく依頼する。

なお、本件については米側において了解済である。

通常出来高の1割の支払を保留することとされておるが、復帰時の精算を明らかにするため、日政府からの~~要請あれば~~要請が(支払保留額がある際はドル・レートの問題もあり)あった際、右保留部分についても支払を完了するとの~~[illegible]~~米側の~~[illegible]~~了解をすでに得ている~~[illegible]~~由。

なお右中[illegible]については現地調査中の →

福地ダム現地調査報告書 昭和47年3月

土木研究所ダム部長 野島虎治
〃 ダム構造研究室長 飯田隆一
〃 地質研究室長 岡本隆一
河川局開発課補佐 山田克彦
四国地方建設局河川計画課長
山住有巧

調査月日 昭和47年3月17日

調査結果

1. 余水吐水平部の切り取面は岩盤の変質著しく、風化が進行中であるので、岩盤の状況に比して法面が急であり崩壊の危険性がある。従って法面の下部を追込み、擁壁を立て、その上部の法面勾配を緩かにする必要がある。（下図参照）

2. 余水吐傾斜部の左側は岩錐および岩のゆるんでいる部分が残っている。従ってこの部分を除去した後、掘削面にネットを張りガニットなどにより保護工を行う必要がある。

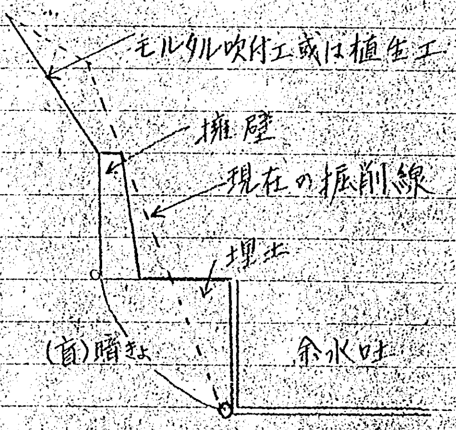

3. 右岸の上流面近くは、崩落土が除去されないまま、堤体の盛立が行われている。これは湛水後上流側にくずれる危険があるので、既に盛立の終了した部分に対しては押え盛土を行い、今後盛土を行う部分に対しては堤体が着岩するように除去しなければならない。

4. カーテングラウトについては

a. 三列のカーテングラウトが行われているが、初めに中央のカーテングラウトを施工し、後に両側のカーテングラウトを施工している。これは明らかに施工順序が逆であるから、先ず両側のグラウトを施工し、後中央のグラウトを施工するように改めるべきである。

b. 現在カーテングラウトは、すべて、岩盤に直角な方向に施工されている。しかし、右岸では節理、キレツはさし目の方向に発達しているので、これに交わるように、鉛直方向に施工すべきである。（次ページ参照）

c. 上下流に通るキレツが右岸ではいくつか見られるが、これらに対しては追加グラウトを行うべきである。

d. コアー部の岩盤でグラウトを施工した外側で、開口キレツがいくつかみられた。D.E.はこの部分は掘削すると説明していたが、グラウトを施工した部分をゆるめる危険性があり、追加グラウトにより開口キレツはつめておく必要があると考えられる。場合によってはモルタルグラウトの必要あり。

e, グラウトのチェックはチェックボーリングのコアにより行っているが、コアでは判断が非常に不正確である。グラウト前後の透水試験がなされていないが、特にグラウト後のチェックは、ルヂォン試験により行うべきである。またカーテングラウト工の先に対しても同様の試験が必要であろう。

f, グラウトについては、左右両岸の地質状況の相違や、割れ目の特性に対する配慮が全くなされずに機械的な配列でなされている。遮水性について問題のある部分は、別途のグラウトが必要である。

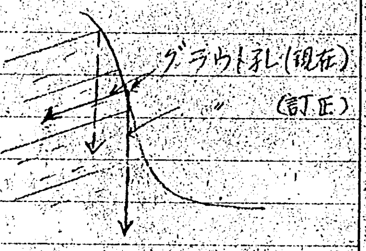

5. コアーの着岩部の施工については粘土をはりつける等の施工がなされておらず、不充分であるように見られる。

6. コアーの含水比管理が不充分である。

7. 余水吐の先にアーチの水路橋が設けられている。これは洪水時に水をせき上げたり、水路橋を破損する可能性がある。これについては水叩の盤下げを行うか、水路橋の高さを変える必要があろう。